

青森県知事 木 村 守 男 殿

青森県公文書開示審査会

会 長 石 田 恒 久

青森県情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成10年12月14日付け青むつ第553号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成8年1月1日以降の の経営に関する文書に係る部分開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、復命書の場所の欄に記載された氏名を開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

異議申立人は、平成 10 年 9 月 14 日、青森県情報公開条例（平成 7 年 10 月青森県条例第 44 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「 の経営に関する文書で、平成 8 年 1 月 1 日以降作成または管理している文書」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、復命書 81 件及び起案文書 3 件を対象公文書として特定した上で、これらの文書について、氏名、会社名及び打ち合わせの概要等を条例第 10 条第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号に該当するとして非開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 10 年 10 月 29 日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 10 年 12 月 4 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、次に掲げる文書（以下「本件公文書」という。）の場所の欄に

記載された氏名及び会社名の開示を求めるというものである。

- (1) 平成 8 年 9 月 1 7 日付け復命書 (番号 5)
- (2) 平成 9 年 5 月 2 8 日付け復命書 (番号 1 8)
- (3) 平成 9 年 9 月 1 8 日付け復命書 (番号 4 1)
- (4) 平成 1 0 年 6 月 1 日付け復命書 (番号 6 5)

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

(1) 「場所」が開示されなかった本件公文書について、本件処分の通知書 (以下「本件通知書」という。) では「開示しない部分」とされていない。

(2) 本件公文書以外で、同時に開示請求した公文書では場所が開示されている。

(3) 実施機関の担当職員から「本件公文書は企業誘致折衝記録であり、場所の欄には氏名や会社名が記載されているので開示できない」旨、話があった。

しかし、場所の欄に氏名や会社名が記載されていたとしても、それは場所を特定するものであって、ただちに「経営上の情報が明らかになり、関係者間の信頼関係が損われる」ものではない。

(4) 公務員たる県職員が、公務で出張し、公職にある者あるいは国家公務員と官公庁施設で会談したことが、なぜ個人情報なのか、疑問が残る。

個人情報だから即非開示になるわけではなく、内容においてプライバシーの侵害等の不都合を生じる恐れがあるか否かが開示か非開示かの判断基準であるべきである。

(5) 条例第 1 0 条第 3 号は私人としての個人の情報 (プライバシー) に関する情報を非開示とすることができる規定である。公務員が公務の場合はこれに当たらないと解すべきである。

(6) 本件通知書において、「開示しない理由」欄に、ことごとく「条例第 1 0 条第 3 号」「開示することにより、他の情報と組み合わせることによって、出席者たる特定の個人が識別され、又は識別され得るため」と記している。

「他の情報と組み合わせることによって特定の個人が識別され、又は識別され得る」ケースとしては、分譲マンションが売却され鍵の引き渡しも済んでいる段階では建築確認のために行政機関に提出されたマンションの平面図は個人の財産及び私生活

に関する情報に当たり、表札など他の資料と総合することで容易に所有者を特定することができるとして、平面図は個人情報に該当し非開示は妥当とした判例（横浜地裁、1989年5月23日、控訴審＝東京高裁、1991年5月31日）が挙げられる。

しかし、実施機関は組み合わせる他の情報を示しておらず、非開示とする理由の妥当性を欠いている。

なお、非公開の理由付記に不備があったとして争われた裁判として、東京都が個人情報の実態調査を行った時に警視庁から提出された個人情報ファイル件数を記した公文書を非公開とする通知で、条例のどの条項に該当するか理由のみを付した事件がある。一審（東京地裁）は非公開を支持した（1991年3月1日）が、控訴審東京高裁は複数の例外事由があるのにどれに該当するのかわからないことから、理由付記に不備があったとし（1991年11月27日）、最高裁もそれを支持した（1992年12月10日）。

本件と照らすと、明らかに理由付記は十分でなく、実施機関が挙げる個人情報との理由には具体的で十分な説明がないのは明らかである。

- (7) 特定の事業所の経営内容に関する記載がある復命書であっても、会社名が開示されているケースがある。
- (8) 会社名は場所の欄に記載された場合、場所以外の情報ではありえず、条例第10条第4号及び第8号の規定を適用するには内容について検討すればよいのであって、場所に適用すべきでない。
- (9) 会社名が開示されたとしても、それがただちに条例第10条第4号、第8号に該当すると判断するのは誤りである。他の文書で開示されている事例がある点を指摘したのはそのためであり、実施機関は解釈を誤っている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示とした理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

- 1 「場所」の部分に氏名及び会社名が含まれているため、次の(1)及び(2)の理由により、「場所」の部分为非開示にしたものである。
 - (1) 氏名は、条例第10条第3号により個人情報であるので、非開示とした。
 - (2) 会社名非開示対象企業は、企業誘致対象企業であり、条例第10条第8号により行政執行情報として、非開示とした。

- 2 非開示部分については、特定の会社名が記載されており、それが場所としての記載であっても、条例第10条第4号及び第8号に該当する場合は、非開示にすべきものと解する。
- 3 企業誘致に関する文書であっても、すでに企業が立地し、その内容が条例第10条第4号及び第8号に当たらないと判断した場合には、開示することとしている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、いわゆる県民の知る権利に資するべく、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにしたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、県民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、条例は、原則開示の理念に立って、解釈・運用されるべきものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、の経営に関する関係者との打ち合わせを用務とする出張に係る復命書であり、当該出張の期間、用務及び用務の概要等が記載されている。また、用務の概要として、打ち合わせの日時、場所、出席者の職名及び氏名並びに内容等が記載されている。

3 条例第10条第3号の該当性について

(1) 条例第10条第3号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する情報が記録されている公文書については、実施機関は、開示しないことができると定められている。

この趣旨は、プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきであるが、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があることから、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難であるため、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と包括的に規定し、そのような情報は原則として、非開示とするというものである。

(2) そこで、本件公文書の場所の欄に記載された氏名が同号本文に該当するかどうかについて検討する。

ア 本件公文書の場所の欄には、実施機関の職員が関係機関と打ち合わせを行った場所を示す情報が当該関係機関の職員の氏名を含む形で記載されているものがある。

イ 実施機関は、場所の欄に記載された氏名の部分は、条例第10条第3号により個人情報であるので、非開示としたと主張する。

ウ 一般的には、場所を示す情報に氏名が含まれている場合、当該氏名は個人に関する情報でもあるという二面性を有することはあり得るものである。

しかし、本件公文書の場所の欄の情報は、実施機関の職員と関係機関が打ち合わせを行った場所を示すものであり、あくまで当該場所を示しているだけにすぎないのであるから、場所を示す情報の一部に当該関係機関の職員の氏名が記載されていたとしても、当該氏名は個人に関する情報であるとはいえないものである。

エ したがって、本件公文書の場所の欄に記載された氏名は同号本文に該当しない。

4 条例第10条第8号の該当性について

(1) 条例第10条第8号では、「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、試験、入札、徴税、争訟、交渉、渉外、人事その他の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている公文書については、実施機関は、開示しないことができる」と定められている。

この趣旨は、行政が行う検査等の事務の実施に関する情報の中には、開示することにより、これらの事務の目的の達成を困難とするものや、これらの事務の公正又は円滑な執行を著しく妨げるものがあり、その結果、県民全体の利益が損なわれるおそれのある場合もあるため、そのような情報は、非開示とするというものである。

この場合において、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、「おそれ」の有無及び程度を客観的、具体的に判断しなければならないと解される。

(2) そこで、本件公文書の場所の欄に記載された会社名が同号に該当するかどうかについて検討する。

ア 本件公文書の場所の欄には、実施機関の職員が関係者と打ち合わせを行った場所

を示す情報として会社名が記載されているものがある。

イ 異議申立人は、会社名は場所の欄に記載された場合、場所以外の情報ではありえず、条例第10条第4号、第8号の規定を適用するには内容について検討すればよいのであって、場所に適用すべきでないとは主張する。

ウ 確かに、本件公文書の場所の欄に記載された会社名は、場所を示す情報として記載されているが、一方では、正に企業誘致の対象となっている会社を示しているものでもある。

エ 企業誘致対象の会社名が明らかになると、企業誘致の相手方において、不快、不信の念を抱き、また、企業誘致の交渉内容に様々な憶測がなされること等を考慮して、以後の企業誘致交渉を中止したり、率直な意見表明を控えたりすることが考えられる。また、今後、実施機関が企業誘致交渉を行う際、相手方において、会社名が明らかにされる可能性のあることを考慮して、企業誘致交渉そのものを拒否することも考えられる。

このような状況になれば、実施機関が行う企業誘致事務の円滑な執行に著しい支障が生ずることは十分に予想されるところである。

オ したがって、本件公文書の場所の欄に記載された会社名は同号に該当する。

5 条例第12条の該当性について

(1) 条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に第10条各号のいずれかに該当する情報・・・が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、同条の規定にかかわらず、当該情報が記録されている部分を除いて、当該公文書を開示しなければならない」と規定している。

(2) そこで、本件処分で非開示とされた部分には条例第10条第8号に該当する情報が記録されている部分とそれ以外の部分があるので、本件公文書について、条例第12条の該当性を検討したところ、本件処分で非開示とされた部分の構成からして、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを、容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できると認められるので、当該情報が記録されている部分を除いて、本件公文書を開示しなければならないと判断する。

6 結論

以上のとおり、本件処分において非開示とされた情報のうち、場所の欄に記載された氏名は、条例第10条第3号に該当しないので、これらの情報を開示すべきであり、本件処分のうち、実施機関がこれらの情報を非開示とした部分は妥当でなく、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過等

- 1 当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。
- 2 この答申における条例の条文は、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）附則第3項の規定に基づく改正前の条例の条文である。

別 記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成10年12月15日	・ 実施機関からの諮問を受理した。
平成11年 1 月12日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成11年 2 月 3 日	・ 異議申立人からの意見書を受理した。
平成11年 3 月 1 日 (第29回審査会)	・ 審査を行った。
平成11年 4 月16日 (第30回審査会)	・ 審査を行った。
平成11年 5 月24日 (第31回審査会)	・ 審査を行った。
平成11年 6 月11日 (第32回審査会)	・ 審査を行った。
平成11年 7 月19日 (第33回審査会)	・ 異議申立人からの意見聴取を行った。
平成11年 8 月24日 (第34回審査会)	・ 審査を行った。
平成11年 9 月27日 (第35回審査会)	・ 審査を行った。
平成11年11月 9 日 (第36回審査会)	・ 審査を行った。
平成11年11月25日 (第37回審査会)	・ 審査を行った。

平成11年12月16日 (第38回審査会)	・審査を行った。
--------------------------	----------

(参考)

青森県公文書開示審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石田 恒久	弁護士	会長
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者
千葉 多香子	私立千葉学園千葉幼稚園園長	
中村 年春	青森大学社会学部教授	
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	